

# 第83期中間決算公告

茨城県土浦市中央二丁目11番7号  
**株式会社 関東つくば銀行**  
 取締役頭取 木村 興三

## 第83期中 (平成18年9月30日現在) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現 金 預 け 金	83,136	預 金	1,152,086
買 入 金 銭 債 権	1,983	借 用 金	10,920
商 品 有 価 証 券	123	外 国 為 替	26
金 銭 の 信 託	2,051	そ の 他 負 債	4,149
有 価 証 券	255,422	賞 与 引 当 金	468
貸 出 金	877,258	退 職 給 付 引 当 金	2,946
外 国 為 替	636	再評価に係る繰延税金負債	801
そ の 他 資 産	5,550	支 払 承 諾	6,395
有 形 固 定 資 産	8,011	<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>1,177,795</b>
無 形 固 定 資 産	1,897	<b>(純資産の部)</b>	
繰 延 税 金 資 産	9,472	資 本 金	31,368
支 払 承 諾 見 返	6,395	資 本 剰 余 金	10,759
貸 倒 引 当 金	△ 29,086	資 本 準 備 金	10,758
		そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	1,891
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,891
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,891
		自 己 株 式	△ 243
		<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>43,775</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,021
		土 地 再 評 価 差 額 金	262
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</b>	<b>1,283</b>
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>45,058</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>1,222,853</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>1,222,853</b>

- 注
- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
  - 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
  - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
  - デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
  - 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
動産	3年～15年

- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
- 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,482百万円であります。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理
----------	---

なお、会計基準変更時差異（6,429百万円）については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、10年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

- 関係会社の株式及び出資総額 371百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 10,550百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 396百万円

- 貸出金のうち、破綻先債権額は1,840百万円、延滞債権額は68,512百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は677百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。



29. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式等	371
その他有価証券	
非上場株式	1,063
事業債私募債	1,700
その他	92

30. 金銭の信託は運用目的の金銭の信託であります。
31. 賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1,698百万円含まれております。
32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は243,018百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが27,356百万円あります。

なお、これらの契約は、融資実行されずに終了するものも含まれているため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	23,255 百万円
有価証券償却	1,509
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,190
減価償却超過額	537
その他有価証券評価差損	1,514
賞与引当金損金算入限度超過額	189
未収利息不計上額	78
その他	586

繰延税金資産小計

28,860

評価性引当額

△ 17,181

繰延税金資産合計

11,679

繰延税金負債

  その他有価証券評価差益

△ 2,207

繰延税金負債合計

△ 2,207

繰延税金資産の純額

9,472 百万円

34. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は45,058百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

35. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

36. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.04%

第83期中 (平成18年4月1日から平成18年9月30日まで) 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	16,647
資 金 運 用 収 益	12,893
(うち貸出金利息)	( 10,332 )
(うち有価証券利息配当金)	( 1,708 )
役 務 取 引 等 収 益	3,402
そ の 他 業 務 収 益	25
そ の 他 経 常 収 益	325
経 常 費 用	14,814
資 金 調 達 費 用	693
(うち預金利息)	( 489 )
役 務 取 引 等 費 用	963
そ の 他 業 務 費 用	511
営 業 経 費	9,498
そ の 他 経 常 費 用	3,148
経 常 利 益	1,832
特 別 利 益	488
特 別 損 失	392
税 引 前 中 間 純 利 益	1,928
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	49
法 人 税 等 調 整 額	15
中 間 純 利 益	1,864

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 1株当たり中間純利益金額 40円91銭
- 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 36円95銭
- 「その他経常費用」には、貸出金償却867百万円、貸倒引当金繰入額1,995百万円を含んでおります。
- 当中間会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額363百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
茨城県内	営業店舗13カ店	土地及び建物等	338 (土地 177、建物 141、その他 19)
	遊休資産7カ所	土地及び建物	22 (土地 19、建物 2)
茨城県外	遊休資産2カ所	土地及び建物	2 (土地 1、建物 1)
合 計			363 (土地 198、建物 145、その他 19)

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、出張所は母店にグルーピング)としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。

(回収可能価額)

当中間会計期間において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

関銀ビジネスサービス株式会社	関東リース株式会社
かんぎん不動産調査株式会社	関東信用保証株式会社
関銀オフィスサービス株式会社	関銀コンピュータサービス株式会社

②非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

つくばベンチャー企業育成投資事業有限責任組合

連結の範囲から除いた理由

非連結の子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 0社

②持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社

会社名

つくばベンチャー企業育成投資事業有限責任組合

持分法を適用しない理由

持分法非適用の非連結の子会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

### (4) 負ののれんの償却に関する事項

関東リース株式会社、関東信用保証株式会社、関銀コンピュータサービス株式会社に係る負ののれんの償却は、発生年度以降10年間で均等償却しております。

## (平成18年9月30日現在) 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	83,170	預 金	1,148,246
買 入 金 銭 債 権	1,983	借 用 金	12,292
商 品 有 価 証 券	123	外 国 為 替	26
金 銭 の 信 託	2,051	そ の 他 負 債	11,521
有 価 証 券	255,430	賞 与 引 当 金	490
貸 出 金	875,724	退 職 給 付 引 当 金	2,985
外 国 為 替	636	再評価に係る繰延税金負債	801
そ の 他 資 産	6,624	負 の の れ ん	3
有 形 固 定 資 産	8,024	支 払 承 諾	54,788
無 形 固 定 資 産	1,948	負 債 の 部 合 計	1,231,156
リ ー ス 資 産	7,210	( 純 資 産 の 部 )	
繰 延 税 金 資 産	9,508	資 本 金	31,368
支 払 承 諾 見 返	54,788	資 本 剰 余 金	10,759
貸 倒 引 当 金	△ 30,543	利 益 剰 余 金	2,092
		自 己 株 式	△ 243
		株 主 資 本 合 計	43,976
		その他有価証券評価差額金	1,021
		土 地 再 評 価 差 額 金	262
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,283
		少 数 株 主 持 分	264
		純 資 産 の 部 合 計	45,524
資 産 の 部 合 計	1,276,680	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,276,680

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |   |   |         |
|---|---|---------|
| 建 | 物 | 15年～50年 |
| 動 | 産 | 3年～15年  |
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
8. リース資産は、リース期間定額法により償却しております。
9. 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
10. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
11. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,482百万円であります。
- 連結される子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- |          |  |
|----------|--|
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理 |
|----------|--|
- なお、会計基準変更時差異（6,429百万円）については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
14. 当行並びに連結される子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
15. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式により行っております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。
16. 関係会社の株式及び出資総額（子会社の株式及び出資を除く） 307百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 10,592百万円
18. 有形固定資産の圧縮記帳額 396百万円
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,128百万円、延滞債権額は70,663百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は677百万円であります。  
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,294百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は87,763百万円であります。  
 なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 住宅ローン債権証券化(RMBS - Residential Mortgage Backed Securities)により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は、72,441百万円であります。なお、当行はRMBSの劣後受益権26,741百万円を継続保有し、「貸出金」に24,067百万円、現金準備金として「現金預け金」に2,673百万円を計上しております。
24. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,106百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産  
 有価証券 13,482百万円  
 担保資産に対応する債務  
 預金 3,961百万円  
 借入金 1,372百万円  
 上記のほか、為替決済、コールマネー等の取引の担保として、有価証券29,650百万円を差し入れております。  
 また、その他資産のうち保証金は1,123百万円あります。
26. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
 再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出
27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,920百万円が含まれております。
28. 1株当たりの純資産額 743円67銭
29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。30.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
その他	18,378	17,564	△ 813
外国債券	18,378	17,564	△ 813
合計	18,378	17,564	△ 813

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	9,479	13,925	4,446
債券	189,233	186,583	△ 2,649
国債	99,475	98,099	△ 1,375
地方債	4,749	4,601	△ 148
社債	85,007	83,882	△ 1,125
その他	35,294	35,212	△ 81
外国債券	13,585	13,207	△ 378
その他	21,708	22,005	296
合計	234,006	235,722	1,715

なお、上記の評価差額から繰延税金負債693百万円を差し引いた額1,022百万円のうち少数株主持分相当額0百万円を控除した額1,021百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	1,063
事業債私募債	1,700
その他	92

31. 金銭の信託は運用目的の金銭の信託であります。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は240,998百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが25,336百万円あります。

なお、これらの契約は、融資実行されずに終了するものも含まれているため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は45,260百万円であります。
- (2) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (3) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
- (6) 負債の部の「連結調整勘定」は、「負ののれん」として表示しております。

34. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

35. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

36. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）9.06%

〔平成18年4月1日から  
平成18年9月30日まで〕 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	18,119
資金運用収益	12,820
(うち貸出金利息)	( 10,284 )
(うち有価証券利息配当金)	( 1,684 )
役務取引等収益	3,629
その他業務収益	23
その他経常収益	1,645
経常費用	16,241
資金調達費用	723
(うち預金利息)	( 488 )
役務取引等費用	826
その他業務費用	511
営業経費	9,415
その他経常費用	4,764
経常利益	1,878
特別利益	488
特別損失	392
税金等調整前中間純利益	1,974
法人税、住民税及び事業税	79
法人税等調整額	11
少数株主利益	19
中間純利益	1,864

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 40円 90銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 36円 94銭
4. 「その他経常費用」には、貸出金償却879百万円、貸倒引当金繰入額2,235百万円を含んでおります。
5. 当中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額363百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
茨城県内	営業店舗13カ店	土地及び建物等	338 (土地 177、建物 141、その他 19)
	遊休資産7カ所	土地及び建物	22 (土地 19、建物 2)
茨城県外	遊休資産2カ所	土地及び建物	2 (土地 1、建物 1)
合 計			363 (土地 198、建物 145、その他 19)

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店にグルーピング）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。また、連結子会社については、各社を一つの単位としております。

(回収可能価額)

当中間連結会計期間において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。